別表第二号一(3)アの表中

○											○	○	○	○	備設線無の二の号十三第項一第条二第

を

○											○	○	○	○	備設線無の二の号十三第項一第条二第
○											○	○	○	○	備設線無の三の号十三第項一第条二第

に改め、同(3)ウ中「第三十号の二」の下に「、第三十号の三」を、「第二号イ及びロ」の下に「、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ」を加える。

別表第二号第五の注16(2)中「及び第2条第1項第46号」を「並びに第2条第1項第30号の2、第30号の3及び第46号」に改める。

様式第7号の注4の表中

第2条第1項第30号の2に掲げる無線設備
第2条第1項第30号の2に掲げる無線設備
第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備

「LW」を

LW
OT

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百九十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十五日

総務大臣　片山　善博